

## 千葉県こども家庭センター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、千葉県こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (設置及び名称)

第3条 こども家庭センターは、保健福祉センターに設置し、児童福祉機能はこども家庭課、母子保健機能は健康課において運営する。

2 こども家庭センターの名称は、次のとおりとする。

名称	設置場所
千葉県中央こども家庭センター	千葉県中央保健福祉センター
千葉県花見川こども家庭センター	千葉県花見川保健福祉センター
千葉県稲毛こども家庭センター	千葉県稲毛保健福祉センター
千葉県若葉こども家庭センター	千葉県若葉保健福祉センター
千葉県緑こども家庭センター	千葉県緑保健福祉センター
千葉県美浜こども家庭センター	千葉県美浜保健福祉センター

### (業務内容)

第4条 こども家庭センターにおける主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく業務
- (3) 前各号に掲げるほか、妊産婦、こども、子育て世帯の支援に関し必要な業務

### (職員の配置)

第5条 こども家庭センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 統括支援員
  - (3) その他必要な職員
- 2 センター長は、当該区のこども家庭課長の職にある者をもって充てる。
- 3 統括支援員は、当該区のこども家庭課の職員（こども家庭センターの児童福祉機能に配置される職員は除く）のうち、センター長が指名する職員をもって充てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、別にこども家庭支援課長又は健康支援課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。